

徳島県個人情報保護審査会答申第81号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年1月31日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇. 〇日 県と私が協議した（伺い書類 報告書類） 男女参画・人権課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成しておらず、個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月15日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年5月30日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県がH〇年〇月〇日の〇〇〇で、個人情報公開で、私に関する保険金詐欺書類を抜き取る行為を確認し、県職員による人権侵害を人権課の担当に伝えたもので、同時に苦情調査表を作成したと回答した時に、個人情報公開請求書類を出す約束したものであり、また、知事への提言メールの着信問題と県職員が関係団体との飲食会で、ご馳走になったと問題を、人事課・〇〇〇・人権課 〇〇〇・監察課 〇〇〇と協議し

協議録を残すとしたものであり、拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

(1) 平成〇年〇月〇日、県庁の県民サービスセンター内の窓口にて、審査請求人が来庁し、男女参画・人権課、監察課、人事課の職員が同時に話を聞いている。

本件請求は、この時に男女参画・人権課の職員に話した内容を記録した伺い書類、報告書類の開示を求めたものである。

審査請求の理由中、「知事への提言メールの着信問題と県職員が関係団体との飲食会で、ご馳走になったと問題」については、男女参画・人権課に関するものではない。

(2) 男女参画・人権課は、平成〇年〇月〇日、審査請求人より人権侵害についての申出を受けたが、伺い書類、報告書類を作成しておらず、本件請求に係る個人情報には保有していない。

(3) 審査請求人は、「協議録を残すとしたものであり、拒否決定は可笑しい。」と主張するが、人権侵害については人権擁護機関である地方法務局・支局で対応しているため、男女参画・人権課においては、人権侵害の申出があっても、人権侵害が認められるかどうかの調査や判断を行う権限がなく、平成〇年〇月〇日の審査請求人からの当該申出についても、文書を作成することなく、口頭により男女参画・人権課内での報告を行ったものである。

(4) 以上により、実施機関は、本件請求に関しての個人情報を保有していないため、開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、男女参画・人権課においては本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「H〇. 〇. 〇日 県と私が協議した（伺い書類 報告書類） 男女参画・人権課」であるが、人事課及び監察課に対しても同じ内容の開示請求が行われており、本件請求は、男女参画・人権課が保有する県職員と審査請求人が話をした内容等を記録した伺い書類、報告書類の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的妥当性について

- ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日、県庁の県民サービスセンター内の窓口にて、審査請求人が来庁し、男女参画・人権課は、審査請求人より人権侵害についての申出を受けたが、人権侵害については人権擁護機関である地方法務局・支局で対応しているとのことである。
- イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。
- ウ 男女参画・人権課においては、人権侵害の申出があっても、人権侵害が認められるかどうかの調査や判断を行う権限がないとのことであり、平成〇年〇月〇日の審査請求人からの申出についても、文書を作成することなく、口頭により男女参画・人権課内での報告を行ったとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。
- エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在的を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 5月30日	諮 問
平成30年 8月28日	審 議（第103回審査会）
11月15日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第105回審査会）
12月12日	審 議（第106回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
-----	-------	-----

遠藤理恵子	弁護士	
大道晋	弁護士	平成30年10月31日まで
竹原大輔	弁護士	会長職務代理者 平成30年11月1日から
田中里佳	公認会計士, 税理士	
南波浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永満佐子	四国大学短期大学部教授	会長